[基準3] 教員・教員組織

1 現状の説明

(1)大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

<本学として求める教員像と教員組織の編制方針>

本学の求める教員像及び教員組織の編制方針は、毎年度策定する「『教育・研究年度計画書』の策定とその推進について(学長方針)」に定めている。2014年5月に学部長会を通じて全学に示した方針は以下のとおりである。各学部では、この方針にしたがって各学部の教員像、教員組織の編制方針を年度計画書に定めている【3-1-1】。

・本学として求める教員像

建学の精神「権利自由・独立自治」、教育理念「個を強くする大学」に基づき、教育目標に沿って「未来開拓力のある人材」を育成するために、本学の建学の精神や理念・目標を十分に理解した上で、研究力に裏打ちされた専門教育、世界の動向を視野に入れた幅広い教養教育、さらに問題解決型の実践型教育を通じて、学生の豊かな個性を伸ばすことのできる熱意ある教員です。さらに学生の学習成果を高めるための教員としての資質向上や授業改善に真摯に取り組む向上心ある教員を求めます。

本学の教員組織の編制方針

大学及び学部・研究科の理念・目的に基づき、学生に責任ある教育を行なうため、本学が定めたスチューデントレシオ(SR)に基づき、大学設置基準を上回る専任教員を配置するとともに、各学部・研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針等の各種方針を実現するために十分な教員組織を整備することです。これら教員組織については、教育目標等の各種方針を実現するため、教員としての資質向上のための研修や授業改善に資する研修を組織的に行い、本学の改革改善に意欲的な組織であることを求めます。

新規任用にあたっての方針については、「明治大学教員任用規程」第3条【3-1-2】に基づき、学長が定める「教員任用計画の基本方針」【3-1-3】において教員像を示している。

教員組織の編制方針を具体化する全学的な評価指標の一つとして「専任教員一人当たりの学生数 (スチューデントレシオ)」があり、「将来構想委員会」において策定される。SRを各学部の教育理念や教育目標を達成するための共通指標として用いることで、一定水準以上の学修環境を確保するため検証ができる。

現在のSRは、2011年度には教育環境を全学的に検証した上で、中野新キャンパスの開設に伴う総合数理学部の設置(入学定員 260名増加)や、和泉キャンパスで学ぶ学生数の適正化の検討に伴う国際日本学部の移転(和泉キャンパスから中野キャンパスへ)等を勘案し、決定したものである【3-1-4、3-1-5】。学部全体のSRは 2010年度の 38.1 から 2014年度には 34.3~と低減し教育の質向上に寄与している【3-1-6:表 13-1】。

なお、2008年度に開設した国際日本学部及び2013年度に開設した総合数理学部につい

ては、現時点では評価指標としてのSRは設定されておらず、さらにSRの算定基準について、大学院学生数、客員教員・兼任教員の任用水準(専兼比率)などの検討課題がある。

<教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任>

学長の下に、副学長、教務部長、学生部長等の職を置き、学長補佐として学長室専門員 長及び学長室専門員を置いている。また、大学院(12 研究科)には大学院長の下に大学院 長を補佐する大学院教務主任を置いている。法科大学院は法科大学院長、専門職大学院(3 研究科)には専門職大学院長を置いている。

教学の意思決定機関として、各学部に「教授会」、また本学の重要事項を審議する機関として「連合教授会」【3-1-7】を置いている。各学部等からの議案を審議するために「学部長会」【3-1-8】を設置されている。本学の将来的な構想やキャンパス計画を検討するためには「将来構想委員会」【3-1-9】が置かれている。

日常的な教務事項を審議するために「教務部委員会」【3-1-10】, 学生生活の充実及び向上を目的とした「学生部委員会」【3-1-11】を設置し, 大学院には「大学院委員会」【3-1-12:第11条】, 専門職大学院には「専門職大学院委員会」【3-1-13:第12条】を設置している。

各学部には、学部長の他、学科長、教務主任、一般教育主任等の役職者が置かれ、教授会を運営している。また、各研究科は、研究科長の他、研究科長を補佐する大学院委員、専攻主任の役職者が置かれて、研究科委員会を運営している。法科大学院及び専門職大学院各研究科は教授会を運営している。

教育に関する横断的な組織として、和泉キャンパスに課程を置く6学部(法学部、商学部、政治経済学部、文学部、経営学部、情報コミュニケーション学部)の1・2年次教育の充実を図るため「和泉委員会」が設置されている【3-1-14】。

(2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

① 教員の編成方針に沿った教員組織の整備

(以下, 教員数及び学生数は 2014 年 5 月 1 日現在の数値を表し, 専任教員の平均年齢は, 2014 年 4 月 1 日現在のもので統一している。)

<本学における教員の定義, 人数・規模>

本学の「教員」とは、学校法人明治大学寄附行為施行規則第3条第1項第1号に規定する教授、准教授、講師、助教及び助手をいう【3-1-15】。教授は、専任教授、特任教授、客員教授及び特別招聘教授の4種とする。准教授は、専任准教授、特任准教授及び客員准教授の3種とする。講師は、専任講師、特任講師、客員講師及び兼任講師の4種とする【3-1-2】。

本学における教員組織は、2014年5月1日現在、1,020名の専任教員(任期付き専任教員である特任教員124名、助教24名を含む)を配置している。さらに助手89名、客員教員56名、特別招聘教授(任期付き非常勤教員)21名、兼任講師(非常勤講師)1,760名を含め、大学全体で2,946名である【3-1-16】。

専任教員の定年は70歳としており高齢化する傾向にあるため,「教員任用計画の基本方針」【3-1-3】により,専任講師または専任准教授を任用することを原則としている。

<学部:教員の編制方針に沿った教員組織の整備>

大学の教員任用は,「教員任用計画の基本方針」に基づき国際公募を原則に任用しており

【3-1-3】, 各学部の専任教員は大学設置基準に定める必要教員数(教授数も含む)586名を上回る人員で構成している。また,近年は女性教員や外国人教員も任用され,学部所属の専任教員(専任教授,専任准教授,専任講師)869名のうち女性教員,外国人教員はそれぞれ142名(16.3%),54名(6.2%)である【3-1-6:表14】。さらに,実務家教員の任用を制度化し,オムニバス形式の授業科目にあたっては社会人をゲスト講師として招聘する特別招聘教授制度を設け,多彩な教育を可能としている。

専任教員の年齢構成については、専任教員の定年年齢を満70歳と定めており、途中退職者数も少なく、全体的に高齢化する傾向にはあるが、凡そバランスよく配置されている【3-1-6:表10】。

「学校法人明治大学教職員給与規程」に、専任教員の責任担当時間を1週あたり「教授は10時間、准教授は8時間、講師6時間」と定めている【3-1-17:第38条】。各学部・研究科の担当授業時間の平均は、学部所属教員は教授13.4時間、准教授12.2時間、講師9.8時間、専門職大学院所属教員は教授10.3時間、准教授11.0時間となっている。多くの教員が規定時間より多くの時間を担当しているが、研究時間の確保は配慮している【3-1-6:表12】。

教員の任用数についてはSRに基づいて整備を進めており【3-1-4】,助教および助手は「2012年度以降の助教および助手任用計画の策定方針」に基づいて決定している【3-1-18】。2014年5月現在の各学部のSR(学生現員数/任期付きを含む専任教員数)は,文系学部では40名前後(ただし文学部は30名前後),理系学部では25名前後となっており,2007年度の基準策定時点から,SRは3~5名以上の改善が図られている【3-1-6:表13】。2013年6月26日の学部長会では「2014年度以降の特任教員任用計画の策定方針」を定め,特任教員の各学部等の任用枠についてSRを考慮して割り当てることにするなど,SRは基準として活用されている【3-1-19】。

総科目数に対する専任教員における担当科目の比率(専兼比率)について、教養科目における兼任講師依存率は、必修科目で74.0%、自由選択科目でも75.2%と高い水準となっている【3-1-6:表16】。学長が示す「教員任用計画の基本方針」では、兼任講師依存率の適正化を図ることを求め、開講授業時間数の半分以上を兼任講師が担当している学部等に対しては兼任講師の総担当時間数の増を原則として認めないこととしている【3-1-3】。

<大学院:教員の編制方針に沿った教員組織の整備>

明治大学大学院学則第8条において、大学院担当教員について「大学院における授業及び研究指導は、本大学の学部、法科大学院及び専門職大学院に所属する教員が担当すること」を規定している【3-1-20】。

大学院 12 研究科における担当専任教員は 605 名おり【3-1-6:表 15】, 博士前期課程(修士課程含む) 担当は 593 名, 博士後期課程担当は 417 名を配置している。なお, 大学院設置基準上必要教員数は博士前期課程が 206 名, 博士後期課程が 184 名であり, 全体では法令で定める必要教員数・教授数を上回っている【3-1-6:表 2】。また, 大学院所属及び各研究科所属の特任教員は合計 16 名, 客員教員は合計 12 名, 特別招聘教員は 1 名である【3-1-6:表 9】。特任教員は研究科間共通科目や各研究科が独自の取り組みで設置した科目等を担当し, 大学院学生の英語能力の向上, ダブルディグリープログラムの実施等に貢献している。客員教員は英語で行う大学院特別講義等を担当し, 大学院全体の国際化, 大

学院教育の高度化に貢献している。

② 教員組織を検証する仕組みの整備

大学全体の教員組織の編制を検証する仕組みについて、教員任用計画は毎年度、総合政策担当副学長が前年度の任用状況を踏まえた教員組織の見直しを行い、「教員任用計画の基本方針」の原案を作成し、これを学長が確認・手直ししたものを任用計画策定の前々年度の1月に学部長会において審議、承認している【3-1-3】。各学部等はこの方針に基づいて、カリキュラムおよび教育改革の計画に沿って「任用計画書」を学長宛に提出する。この任用計画書に基づいて、総合政策担当副学長が同3月下旬に「各学部長等への人事ヒアリング」を実施し【3-1-21】、そのヒアリングを受けて、各学部等の人材養成その他の教育研究上の目的及びSRなどを考慮しながら、学長とともに担当科目、任用資格等を検討したのち、基本方針の最終案を策定する。そして、任用前年度の5月に学部長会及び理事会で任用計画を審議し、これが決定されることにより、計画的な教員任用を行っており、教員組織が適切に編制される仕組みとなっている。

教員組織の適切性を検証するための責任主体、権限、手続きは明確であるが、明示的に示されていない。また、検証プロセスと計画立案が一体となっているため、評価と改善方策を明確に示すことが必要である。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

<大学全体(学部)>

教員の募集・任用・昇格に関する諸規程は、全学として「明治大学教員任用規程」【3-1-2】の他、関連校規(「明治大学特任教員任用基準」【3-1-23】、「客員教員任用基準」【3-1-24】、「兼任教員任用基準」【3-1-25】、「明治大学RA、TA及び教育補助講師採用規程」【3-1-26】等)を整備・制定している。また、2012年度学部長会において、各学部等の内規に定められている教員任用および昇格審査における審査対象業績の取り扱い等について、学部等間で共通化した「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」を定め、これを適用している【3-1-27】。これらにより、専任教員だけでなく、任期制の特任教員の採用等、柔軟で機動的な教員組織の編制も可能とし、教員人事は透明性を担保した手続きをとっている。

また、本学の教員任用は、学長が定める「教員任用計画の基本方針」に基づき国際公募を原則としている【3-1-3】。具体的には、同方針に基づいて各学部等が任用計画を策定・承認後、承認された「主要科目(分野)」の国際公募等を行い、書類審査(予備審査)、授業内容に関するプレゼンテーション、面接審査等(本審査)を実施し、任用目的との適合性を審査して教授会(研究科委員会)で決定する。各学部等の審査結果は、学部長会において再度審議され、任用予定者の履歴及び業績等の確認を行った上で、理事会が承認する。特任教員、客員教員及び兼任教員についても、関連校規に基づき、同様の審査を実施している。さらに、「明治大学教員任用規程」により「助教」24名が任用されている【3-1-6:表2】。

教員の昇格について、大学の諸規程や各学部等で定める内規に基づき、審査委員会等を 開き厳正に審査している。そして、任用審査と同様に、各学部等の昇格審査結果は学部長 会において再度審議され、昇格予定者の履歴及び業績等の確認を行った上で、理事会の承 認を得る。特に「学部長会における教員の任用および昇格審査基準」では、研究上の業績に加え、教育上の実績および職務上の実績についても評価し判定することが明記されており、これに基づいた審査が学部長会において行われている【3-1-27】。

<大学院共通>

大学院研究科の専任教員は任期付教員(特任教員)を除いて学部に所属するため、専任教員の任用は原則として、各所属学部に人事権がある。また、昇格審査についても、原則、専任教員は所属学部において審査を行う。よって、大学院の各研究科は特任・兼任・客員教員についてのみ採用人事権がある。しかし、大学院授業担当者の判定にあたっては、大学院担当に相応しい研究・業績があるか、また、研究指導を行うに十分な人間的資質があるか否かについて各研究科において審査している。大学院が独自に任用する「研究科間共通科目」などを担当する特任教員または客員教員、大学院の授業のみを担当する兼任教員の任用・昇格については、大学院人事審査委員会が行っている。【3-1-28】。

(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

① 教員の教育研究活動等の評価の実施

教育研究活動の業績の把握について、研究・知財戦略機構が「専任教員データベース」によって研究業績を把握、公開しており【3-1-6:表 52,53】、教務事務室が授業科目の担当状況を「教員表」として管理している。【3-1-6:表 75】。

教員の教育研究活動等の業績評価については、専任教員及び特任教員の昇格審査にあたって、「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」【3-1-27】等に基づき、研究上の業績に加え、教育上の実績及び職務上の実績についても評価し判定することにより、教員の教育・研究の活性化の動機付けとしている。

しかし、教育面における業績評価については、昇格時以外の教員の自己評価、業績評価 について全学的な制度は存在してないため、教育開発・支援センターにおける第1期中期 計画における検討課題となっている。

また,専任教員データベース【3-1-29】に研究業績(論文・著書・学会報告など)を公開することを通じて,学内外の評価を受けるように努めている。2013年度の発表論文に該当する業績は1,027件,著書・単行本などの業績は219件で,合計2,347件である。前年度は4,217件であったことから,前年度比54.4%減となっている【3-1-6:表61】。

学術情報のオープンアクセスについては、「機関リポジトリ」のシステムが普及しており、2013年度末の段階で、約10,000件の論文が登録、公開している【3-1-30】。

優れた学術研究上の成果に対して、校友組織である「連合駿台会」により、「連合駿台会学術賞」、「連合駿台会学術奨励賞」を授与する制度がある【3-1-31】。

この他,専任教員には毎年度「特定個人研究報告概要書」の提出を義務付け,1年間の研究業績についての報告を行い,機構所属の特任教員には「年次成果報告書」の提出を義務付けている。

②教員の資質向上のための研修・諸活動(FD)の実施状況とその有効性

教員の資質向上のための研修・諸活動 (FD) については、教務部の下に設置してい

る「教育開発・支援センター」が全学的な責任主体となっている。

同センターFD・教育評価専門部会が主催する「新任教員研修会」は2回構成となっており、2013 年度は第1回に新任教員の9割にあたる68名が出席し、第2回は新任教員の7割にあたる51名の出席があった【3-1-32~33】。なお、研修参加者にアンケートを取っており、その回答内容を教育開発・支援センター運営委員会で共有し、改善に努めている【3-1-34】。明治大学の授業支援制度や事務局連絡先等について冊子化した教員ハンドブックを毎年度作成している。外国人教員の増加に伴って英語版も作成している【3-1-35】。教務部が主体となる講演会として、人権教育・啓発専門委員会が年1回「人権講演会」を企画・開催しており、2013年度は「国境を超える人権ー地域的・国際的人権保障の将来ー」をテーマに実施し、参加者は110名であった【3-1-36】。

この他,研究推進部が「研究費に関する説明会」を年2回開催している。各教授会等の開催前後に外部研究資金申請の説明,各種研究費の使用方法,支援制度,検品制度や研究倫理等の説明を行い【3-1-37】,年間延べ7回,参加者約60名であった【3-1-38】。さらには,科学研究費助成事業に関する学内セミナー,研究計画調書の書き方セミナーを開催し,欠席した者も確認ができるよう説明会の様子を映像で配信している【3-1-39】。

就職キャリア支援事務部では、毎年秋に「企業と大学との就職懇談会」を開催し、学部長をはじめとした学部執行部が、各企業人事担当者に対して学部・研究科における教育内容や教育の現況を説明している。企業側からの意見聴取や学生の採用状況を伺うことにより、懇談を通じて本学就職概況を把握するとともに、企業や社会とのつながりを見直す機会としており、2013年度は80名が参加した【3-1-40】。

入学センターでは、年2回、外部講師による「入学センター主催講演会」を実施し、本学の入試の現況を共有している。2013年度は6月に「2013年度入試・今年度模擬試験の結果から見る全国的な入試動向および明治大学の入試動向」をテーマにして開催し、65名の参加者があった。11月には「2014年度入試志望動向及び近年の高校を取り巻く状況、進学状況の変化・高校生の意識の変化」をテーマに、61名の参加者があった【3-1-41】。

国際連携機構では、英語による授業を効果的に行うための研修を、2009 年度から継続的に実施している。2013 年度は、米国・ネブラスカ大学オマハ校にて実施し、8名が参加した。FDを専門とする教員から授業改善の方法、クラス運営や学生とのコミュニケーションなど教員としての資質を学んだ【3-1-42】。

学長室を中心としたFDとして、2014年1月29日開催の学部長会の冒頭に、財務部がからの「2014年度の予算編成の解説」が行われ、33名の参加があった【3-1-43】。また2014年1月15日開催の学部長会後に広報課が「Times Higher Education(THE)世界大学ランキング説明会」を開催した。この他、学長スタッフ会議では前文部科学事務次官との「高等教育政策に関する懇談会」や、「就職四季報に関する講演会」を開催した【3-1-44】。また国庫助成推進委員会が、「アメリカ高等教育と留学〜奨学金の現状」をテーマに講演会を開催し、各学部等の教員約50名の参加があった【3-1-45】。学外機関等との共催による諸活動としては、2013年4月に公益財団法人大学基準協会主催による「2013(平成25)年度大学評価実務説明会」を明治大学アカデミーホールで開催し、学内から157名の参加があった【3-1-46】。また、2013年8月に大学改革フォーラム実行委員会・文部科学省との協賛で「大学改革フォーラム 2013〜大学教育の未来を探る〜」を開催した【3-1-47】。

大学院に特化した資質向上の研修として、兼任教員に対するFDである「大学院教育懇談会(兼任講師懇談会)」一部として学生相談員を交えた報告や意見交換を実施している。2013年度には「大学院学生の指導について」をテーマに、新規大学院授業担当専任教員も対象に加え51名の参加者があり、2014年度には「教育・研究上の著作権問題」の講演を加え、54名の参加があった。

2. 点検・評価

(1)効果が上がっている事項

① 研究に関わる教員の資質向上に関わる研修が成果を上げていること

研究推進部における研究・研究費に関する各種セミナー,説明会を通じて,教員による研究意欲は高まっている。例えば,科研費助成事業の採択状況はこの5年間で,毎年度4月時点の比較で,新規・継続内定金額で約4億3千万円(2010年度)から6億1千万円(2014年度),新規・継続件数は201件(2010年度)から274件(2014年度)と着実に上昇しており,研究者の資質向上を表している【3-1-48】。

② 国際化に関わる教員の資質向上に関わる研修が成果を上げていること

グローバル30以降,国際化を大学の方針として英語授業の増設,英語コースの設置に取り組んでおり、こうした方針に沿った教育が可能となるように、海外の大学事情の理解,英語授業の改善、留学生とのコミュニケーションなどを目的としたFDが定着している。国際連携本部が海外大学に派遣する研修(米国・ネブラスカ大学オマハ校)は、2009年度開始以降の5カ年で30名が参加し、英語授業の拡張に効を奏している。

(2)改善すべき事項

① 教員の教育研究活動等の業績評価について、特に「教育の業績」が把握されておらず、 さらに適切な評価制度も定められていないこと

教員の教育業績が把握されていない。「教員の教育業績」が定義されておらず、業績を把握し、評価する責任主体も不明確であるため、これら業務課題の改善に向けた活動も行われていない。評価においては、専任教員及び特任教員については昇格審査のみであり、助教及び兼任講師の具体的な教育・研究活動の評価が行われておらず、定期的な教員評価制度は未整備であり、教員の教育業績評価を活用した教育・研究活動の活性化に向けた取り組みは図られていない。

② 教員の資質向上のための研修等としてのFDについて、大学全体として参加者の把握 が行われておらず、効果の検証も行われていないこと

各教員がFDにどの程度参加しているのか参加状況が把握されておらず、実績が不明なため、FDの諸活動について大学全体としての効果も評価できず不明である。教員の資質向上のための研修等としてのFDについて、大学全体の責任主体が不明確であるため、これら業務課題の改善に向けた活動も行われていない。

③ 大学院担当教員について法令上必要教員数の管理、チェックする体制が整備されていないこと

大学院担当教員について、法令上必要教員数を確認するための教員数が、事務局担当者

の表計算ソフトで管理され、データベース化されていないため、正確な数の把握には数次 にわたる確認作業を必要な状況にあり、過去に法令上必要教員数が未充足となる状況を生 じさせている。

④ 教員組織の編制方針が不明瞭で、方針に沿った検証ができていないこと

大学全体の教員組織の編制方針を学長方針に明示しているものの,専任教員と兼任教員の役割や,特任教員の役割,本学の教員組織編制の基本的考え方が不明瞭である。そのため,兼任講師への依存率(開講コマベース)が全学部で55.9%と半数を超え,教養教育科目においては必修科目でも74.0%と高い水準となっている。さらに,特任教員については124名と増大しており,役割の明確化や必要性,成果等の検証が必要となっている。

⑤ 大学院担当教員の配置を考慮することによって年齢構成に歪みが生じる教員任用制度 になっていること

専任教員の任用に関して、教員の所属を学部とし、大学院を兼務する形式となっている ため、学部での任用においても、大学院での指導体制や研究指導の継続性を考慮すると、 教授職での採用を優先せざるを得ない状況があり、教員組織の年令構成が高齢化しやすい 構造になっている。

⑥ 教員数や収容定員の適正化によるSRの改善について、検討が終わっていないこと

国際日本学部と総合数理学部については、学部設置後の教育状況を検証した上でSRを設定することとしているが、2013年度においてSRは設定されていない。国際日本学部の特任教員は、人員も多く、任期無し専任教員と同じ授業時間を担当するなど、他の学部と任用形態が異なり、学部教育を安定的に継続する上で、早急に設定することが望まれている。両学部に限らず、SRの算定基準における大学院学生数の扱い、客員教員・兼任教員の適正水準についても、教員組織を安定させるために早急に確定する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1)効果が上がっている事項

① 研究に関わる教員の資質向上に関わる研修が成果を上げていること

研究推進部において、全学部において申請の裾野を広げ、専任教員の申請率の向上を目指して周知活動等を進める。そのため、学部等教授会との連携・協力体制をより密にしながら、「研究計画調書」の書き方、ブラッシュアップ等の支援を積極的に実施する。また、前年度の科研費助成事業で採択されなかった申請の中で、高評価を得ているものを後押しする支援制度の確立をする。

② 国際化に関わる教員の資質向上に関わる研修が成果を上げていること

英語コースや英語授業を拡充させるためには、教員任用をだけではなく、在籍教員の養成も重要である。本研修と同内容のプログラムを複数準備する等の充実を検討するとともに、計画的な受講計画を立てることによって、より拡大・普及が見込まれる。本研修はグローバル30事業の採択を契機として始まったことから、毎年度の検証結果を根拠として、事業が終了した本年度以降も、年度計画に記載して継続的な進展を図る。特に継続的に実施するため、類似のプログラム開発、同内容の国内研修の実施を進める。

(2)改善すべき事項

① 教員の教育研究活動等の業績評価について、特に「教育の業績」が把握されておらず、 さらに適切な評価制度も定められていないこと

教員の教育業績の把握・評価に関わる業務の推進について、達成すべき成果、方法、責任主体について「学長スタッフ会議」(教学企画事務室)において原案を策定し、事務部長会において担当部署・業務内容を提案し、実行する。教員の教育研究業績評価については、中期計画に沿って「教育開発・支援センター」及び「学長スタッフ会議」において検討し、2014年度には原案を策定する。

② 教員の資質向上のための研修等としてのFDについて、大学全体として参加者の把握 が行われておらず、効果の検証も不明であること

教員の資質向上のための研修等としてのFDに関して,大学全体の方針や計画を立案し,各学部等の取組みの取りまとめを行う等の責任主体を「学長スタッフ会議」(教学企画事務室)において原案を策定し、FDの業務運営を確定する。2014年度からは、全学的な実施状況・出席者の把握を進める。

③ 大学院担当教員について法令上必要教員数の管理、チェックする体制が整備されていないこと

法令に関わる基礎数については、大学としてデータベース化を推進し、学長が責任をもって確認できる体制を構築する。学長室の下にあるIRワーキンググループにおいて課題を整理し、事務部長会等において業務改善策を検討する。さらに、教員組織の編制、任用の責任主体となる各研究科及び研究科事務室における点検機能を確立する。

④ 教員組織の編制方針が不明瞭で、方針に沿った検証ができていないこと

学長のもとで、教員組織の現況を把握した上で、大学全体の教員組織の編制方針を検討する。その上で、総合政策担当副学長が「教員任用計画の基本方針」を策定する中で、兼任教員数の適正化の方針策定や、特任教員制度の導入主旨の検証等を行い、任用計画を見直す。各学部・研究科のカリキュラム改革とも連動するため、学長室において大学全体の方針を示しながら、全学的に推進する。

⑤ 大学院担当教員の配置を考慮することによって、年齢構成に歪みが生じる教員任用制度になっていること

大学院における指導体制や研究指導を考慮した原稿の教員任用に関わる問題を解決する には、学部が主体となって教員組織を編制する中で、大学院の教員組織が定まる現行制度 や、教員の所属組織のあり方について見直しが必要であり、「学長スタッフ会議」において、 大学院組織に関する検討を継続する中で解決していく。

⑥ 教員数や収容定員の適正化によるSRの改善について、検討が終わっていないこと

大学全体及び国際日本学部,総合数理学部特有の課題について,「学長スタッフ会議」においてSRに関わる諸課題を検討し,課題整理と原案策定を進める。2014年度には検討に着手し,年度内に原案を確定し,2015年度には,将来構想委員会での検討を開始する。

4. 根拠資料

3-1-1 2014 年度教育・研究に関する年度計画書

基準3 教員·教員組織

- 3-1-3 2015 年度教員任用計画の基本方針
- 3-1-4 学部長会配付資料「各学部が目標とするスチュー デントレシオについて」
- 3-1-5 将来構想委員会配付資料「2013 年度以降の各学 部の入学定員・収容定員について」
- 3-1-6 明治大学データ集
- 3-1-7 明治大学連合教授会規則
- 3-1-8 明治大学学部長会規程
- 3-1-9 明治大学将来構想委員会設置要綱
- 3-1-10 明治大学教務部委員会規程
- 3-1-11 明治大学学生部委員会規程
- 3-1-12 明治大学大学院学則
- 3-1-13 明治大学専門職大学院学則
- 3-1-14 明治大学和泉委員会規程
- 3-1-15 学校法人明治大学寄附行為施行規則第3条
- 3-1-16 教育情報の公表ホームページ「所属別,資格別教職員数」:URL
- 3-1-17 学校法人明治大学教職員給与規程
- 3-1-18 2012 年度以降の助教および助手任用計画の策定 方針
- 3-1-19 2014 年度以降の特任教員任用計画の策定方針
- 3-1-20 明治大学大学院学則第8条
- 3-1-21 2015 年度専任教員及び特任教員任用計画にかか るヒアリングの実施について
- 3-1-22 研究科で任用する特任教員・客員教員・兼任講師 の任用条件の見直しについて
- 3-1-23 明治大学特任教員任用基準
- 3-1-24 明治大学客員教員任用基準
- 3-1-25 明治大学兼任講師教員任用基準
- 3-1-26 明治大学RA, TA及び教育補助講師採用規程
- 3-1-27 学部長会における教員の任用及び昇格審査基準
- 3-1-28 研究科で任用する特任教員・客員教員・兼任講師 の任用条件の見直しについて
- 3-1-29 専任教員データベース

- :URL(http://rwdb2.mind.meiji.ac.jp/scripts
 /websearch/)
- 3-1-30 明治大学学術成果リポジトリ
 - :URL(https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace
 /index.jsp)
- 3-1-31 連合駿台会学術賞·連合駿台会学術奨励賞要綱
- 3-1-32 2013 年度「新任教員研修会」式次第及び配付資 料 (第1回)
- 3-1-33 2013 年度「新任教員研修会」式次第及び配付資 料(第2回)
- 3-1-34 2013 年度新任教員研修参加者アンケート
- 3-1-35 教員ハンドブック 2014
- 3-1-36 明治大学人権講演会
- 3-1-37 教授会説明用配布資料「研究知財事務室からのお 知らせ」
- 3-1-38 科学研究費助成事業の使用に関する説明会配布 資料
- 3-1-39 科学研究費助成事業応募手続き説明会「研究計画 調書の書き方セミナー」配布資料
- 3-1-40 式次第(企業と大学との就職懇談会)
- 3-1-41 式次第 (入学センター主催講演会2回分)
- 3-1-42 Faculty Development(FD) Program for Meiji University案内
- 3-1-43 学部長会次第 (2013 年度の予算編成状況に基づ く財務の解説)
- 3-1-44 学長スタッフ会議次第 (講演会2回分)
- 3-1-45 国庫助成推進委員会主催研究会チラシ「アメリカ 高等教育と留学〜奨学金の現状」
- 3-1-46 公益財団法人大学基準協会主催「2013 (平成 25) 年度大学評価実務説明会」
- 3-1-47 大学改革フォーラム 2013 「大学教育の未来を探 る」実施結果
- 3-1-48 明治大学・科研費応募・内定状況の推移 (2010 年度~2014 年度)